基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月十八日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月三日

三重県松阪市櫛田町一一〇五番地の二

トライス株式会社

代表取締役　大谷　孝由

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月三日

東京都中野区弥生町一丁目二九番一一号

東京速水印刷株式会社

代表取締役　速水　哲夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月三日

東京都台東区柳橋一丁目五番五号

富士レックス株式会社

代表取締役　宮本　裕彦

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十八年四月十日です。

平成二十八年三月三日

神奈川県横浜市鶴見区大黒町一八番二四

株式会社イシカワ

代表取締役　石川　佑和

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月三日

愛知県一宮市せんい四丁目一番一一号

株式会社ライト

代表取締役　光嵜　賢一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月三日

京都市南区吉祥院定成町四番地二

株式会社ホリーズ

代表取締役　堀尾　隆

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月三日

京都市左京区下鴨下川原町六九番地

加悦紡績株式会社

代表取締役　増田　育三

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月三日

大阪府東大阪市長田西四丁目三番二九号

永和床株式会社

代表取締役　藪本太美夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月三日

岡山市北区新屋敷町二丁目四番三号

株式会社渡辺ビニール化学工業所

代表取締役　渡邊　裕子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月三日

大阪市福島区福島三丁目一番二八号

大阪塩業株式会社

代表取締役　川口　辰郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月三日

京都市左京区下鴨下川原町六九番地

加悦紡績株式会社

代表取締役　増田　育三

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年四月八日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年三月三日

北九州市小倉北区大手町六番一四号

株式会社マタマ

代表取締役　眞玉万佐好

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるキーラー・ティモシー・ダレンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月三日

岡山県倉敷市新倉敷駅前一丁目三番地一新倉敷ＭＮビル三階

Agape English Language Institute for Internationals, Inc.

日本における代表者

キーラー・ティモシー・ダレン

限定承認公告

本籍岐阜県美濃加茂市下米田町西脇一四三二番地四、最後の住所岐阜県可児郡御嵩町上恵土六〇八番地三　被相続人　亡　小林　美香

右被相続人は平成二十七年十二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十八年二月二十五日岐阜家庭裁判所御嵩支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三日

岐阜県可児郡御嵩町上恵土六〇八番地三

相続財産管理人　小林　雅彦

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市灘区新在家南町四丁目五九番地、最後の住所兵庫県神戸市灘区弓木町三丁目三番六―四〇二号

被相続人　亡　藤原　徳美

右被相続人は平成二十七年十月十六日死亡し、その相続人は平成二十八年二月十六日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三日

兵庫県神戸市灘区弓木町三丁目三番六―四〇二号

相続財産管理人　藤原　徹

限定承認公告

本籍徳島県板野郡北島町中村字東中須一番地三六、最後の住所徳島県板野郡北島町中村字東中須一番地三六　被相続人　亡　三村　正男

右被相続人は平成二十七年十一月二日死亡し、その相続人は平成二十八年二月二十二日徳島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三日

徳島県板野郡北島町中村字東中須一番地三六

相続財産管理人　三村　幸子

正誤

ページ	段	行	誤	正
四	下	終りから二	「昭和三十六年法律第二百三十八号」	を削る。
五	〃	一八	又は同法	、同法
〃	〃	〃	特別障害者手当	特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当

（平成二十七年十二月二十五日（号外第二百九十号）公布内閣府・総務省令第六号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令）（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　三月三日付第四八号一六〇
ページ●同日付政府調達第四二号二四ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）